

品川区認知症カフェ 運営支援事業 手引き



品 川 区 福 祉 部
高 齢 者 地 域 支 援 課
認 知 症 施 策 推 進 係

《もくじ》

●事業の目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
●事業の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
●品川区における認知症カフェの種類と活動内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
●認知症カフェの参加対象	・・・・・・・・	2 ページ
●品川区認知症カフェ登録事業	・・・・	2～3 ページ
(1) 登録の要件	・・・・・・・・	2 ページ
(2) 登録事業の手続きの流れ	・・・・	3 ページ
●品川区認知症カフェ助成事業	・・・・	4～10 ページ
(1) 助成の要件	・・・・・・・・	4 ページ
(2) 助成金額の目安	・・・・	6 ページ
(3) 助成対象費用	・・・・	7 ページ
(4) 助成事業の手続きの流れ	・・・・	8 ページ

● 事業の目的

認知症になっても安心して暮らし続けられるまちを目指し、「認知症理解の一層の推進」と「家族・本人への支援」を推進するため、認知症の人やその家族（介護者を含む）、地域住民、専門職等が住み慣れた地域で安心して気軽に集うことができる認知症カフェを運営する取り組みを支援することを目的としています。

● 事業の内容

品川区では、認知症カフェに取り組んで頂ける団体を支援する「品川区認知症カフェ運営支援事業」を平成 29 年度より開始しました。品川区認知症カフェ運営支援事業は、「品川区認知症カフェ登録事業」と「品川区認知症カフェ助成事業」の 2 つの事業で構成されています。

（１）品川区認知症カフェ登録事業

一定の要件を満たした認知症カフェを品川区認知症カフェとして登録し、カフェの開催日や場所、特徴などの情報を区のホームページや広報等で区民の方にお知らせします。また、運営しているカフェの活動がより充実したものになるよう、各カフェの皆さんによる意見交換や情報共有ができる場としての情報交換会を開催します。

（２）品川区認知症カフェ助成事業

品川区認知症カフェとして登録された上で、一定の要件を満たした団体には、認知症カフェの運営にかかる費用を一部助成します。

● 品川区における認知症カフェの種類と活動内容

- ◎一般型認知症カフェ・・・下部枠内 ①～⑥の活動に取り組む認知症カフェ
- ◎医療機関連携型認知症カフェ・・・下部枠内①～⑦の活動に取り組む認知症カフェ

- ① 認知症に関する知識の普及啓発
- ② 認知症の予防および悪化防止
- ③ 認知症の人同士の仲間づくり、生きがい活動の支援
- ④ 認知症や介護に関する相談
- ⑤ 家族（介護者を含む）同士の交流、情報交換の促進、孤立防止
- ⑥ 地域住民の認知症への理解の促進
- ⑦ 家族（介護者を含む）等と医療機関の連携強化

● 認知症カフェの参加対象者

- ① 認知症の人（軽度認知障害の人、認知症の疑いがある人を含む）
- ② 認知症の人の家族（介護者を含む）
- ③ 地域住民
- ④ 認知症の人とその家族（介護者を含む）を支援する人
- ⑤ 医療職や介護職等の専門職
- ⑥ 認知症の人への支援に関心のある人

● 品川区認知症カフェ登録事業

（１）登録の要件

①または②の団体が、以下の要件をすべて満たしていること

① ５人以上の区民で
構成される団体

or

② 区内で事業所等を運営している
社会福祉法人、医療法人、民間企
業等の法人格を有する団体

要件

※ 団体の条件

認知症カフェを運営するのに適した団体であること
（例：区民税・法人税を滞納していない、暴力団の統制下でない 等）

※ 認知症カフェの運営要件

- ・ 区内に運営場所があること
- ・ 運営場所は、認知症の人が利用しやすく、認知症カフェの利用者が安全に過ごせる広さを確保すること
- ・ 特定の人だけではなく、誰もが参加しやすい環境を整えること

※ 認知症カフェの運営スタッフ要件

- ・ 認知症の相談に応じたり、適切な相談機関を紹介できる人を１名以上配置すること
- ・ 参加人数に応じて、安全を確保できる必要な人数のスタッフを配置すること
- ・ ボランティア（認知症サポーター等）を受け入れるように努めること

(2) 登録事業の手続きの流れ

① 登録申請

以下の必要書類を区の窓口へ提出してください。

- ・品川区認知症カフェ登録申請書
- ・団体概要書（※法人格を有する団体は、定款を付ける。）
- ・認知症カフェ概要書
- ・実施計画書

② 登録決定

- ・品川区認知症カフェ登録承認等通知書
- ・品川区認知症カフェ認定ステッカー

を区より交付します。

※ 認定ステッカーはカフェ運営中にご使用ください。

③ 登録後

- ・区による活動内容の広報（広報しながら、ホームページ等）
- ・区が開催する「認知症カフェ情報交換会」への出席

注意点

- ・登録申請は随時受け付けています。
申請書類は高齢者地域支援課認知症施策推進係の窓口にご提出ください。
- ・登録申請は、一度行えば年度更新の手続きは不要ですが、実施計画書については毎年度の提出が必要です。
- ・登録内容の変更や登録を廃止する場合は、所定の届出が必要となりますので、事前にご相談ください。
- ・「品川区認知症カフェ助成事業」の申請については、4ページ以降を参照してください。品川区認知症カフェ登録事業のみの申請も可能です。

● 品川区認知症カフェ助成事業

(1) 助成の要件

①または②の団体が、5ページの要件をすべて満たしていること

- ① 5人以上の区民で構成され、以下の構成内訳を満たしている
認知症に関する活動実績がある団体、
または継続的な活動を行うことが見込まれる団体

構成内訳

3人以上は、(1) に該当し、かつ、
2人以上は、(2) (3) いずれかに該当すること

- (1) 認知症サポーター養成講座受講者
- (2) 医療もしくは福祉関係者、または医療もしくは福祉の仕事をした経験がある人
- (3) 介護経験があって、家族（介護者を含む）の介護相談に応じることができる人

※ (1)のみ、(2)(3)のみの団体は不可。

or

- ② 区内で事業所等を運営している社会福祉法人・医療法人、
民間企業等の法人格を有し認知症に関する活動実績がある団体、
または継続的な活動を行うことが見込まれる団体

要件

★ 認知症カフェの運営条件

【基本的事項】

- ・カフェの利用人数の把握に努めること
- ・継続して実施できるよう努めること（概ね3年以上）
- ・認知症カフェを原則月1回以上開催すること
- ・十分な相談時間を確保すること（概ね2時間程度）

【その他の事項】

- ・認知症カフェと他の事業の収支を明確に区別すること
- ・区の認知症施策に協力し、区内関係機関と連携を図ること

≪医療機関連携型認知症カフェを運営する場合の追加要件として≫

- ・認知症疾患医療センター等の医療機関周辺に家族（介護者を含む）の支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した家族（介護者を含む）支援のための勉強会、講演会等を行うこと

★ 認知症カフェの運営スタッフ要件

- ・当日の運営スタッフは2名以上配置すること
 - ①当該団体の構成員（職員）1名以上
 - ②医師・看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の福祉関係者、認知症の相談に応じたり、適切な相談機関を紹介できる人1名以上
- ・ボランティア（認知症サポーター等）を積極的に受け入れること
- ・認知症カフェ情報交換会への出席



（２）助成金額の目安

開催頻度	1月あたりの助成上限額
1月につき1回	12,500 円
1月につき2または3回	17,500 円
1月につき4回以上	25,000 円

《新規開設時》

認知症カフェ1件につき認知症カフェ開設初年度1月分に限り、以下の金額を加算した額を上限額として申請することができます。

新規開設加算
50,000 円

※新規開設初年度の加算額は、認知症カフェ開設に係る経費のみを対象とします。

助成金交付申請額は、

認知症カフェの助成対象費用となる運営費（支出）から収入を差し引いた金額と、助成する上限額を比較して 低い方の金額 となります。

（※収入には、参加料や寄付などが含まれます。）



(3) 助成対象費用

助成対象費目	内 容	備 考
報償費	認知症に関する講演会講師・ボランティアへの謝礼、認知症カフェ運営のため専従に雇用したスタッフへの報償費	・ ボランティアへの謝礼は、カフェ開催 1 回につき 1 人 800 円以内とする。 ・ 講師謝礼は、カフェ開催 1 回につき 5,000 円以内とする。 (医療機関連携型：10,000 円以内)
需用費	ポスターやちらし等の用紙代・印刷代、紙コップ代、利用者に提供する茶菓子代、認知症関連の書籍代、コーヒーメーカー代、のぼり旗作成費等	・ <u>利用者に提供する茶菓子代は 1 人あたり 300 円以内とする。</u> ・ 左記に例示しているもの以外を購入する際は、軽微なものを除いて必ず事前相談をすること。
役務費	保険料、切手代等	
使用料及び賃借料	会場使用料、機材の使用料、駐車場利用料等	
交通費	認知症に関する講演会等の外部講師およびボランティアが会場への移動に要する交通費	

注意点

★助成対象費目のうち、助成の対象とならない費用★

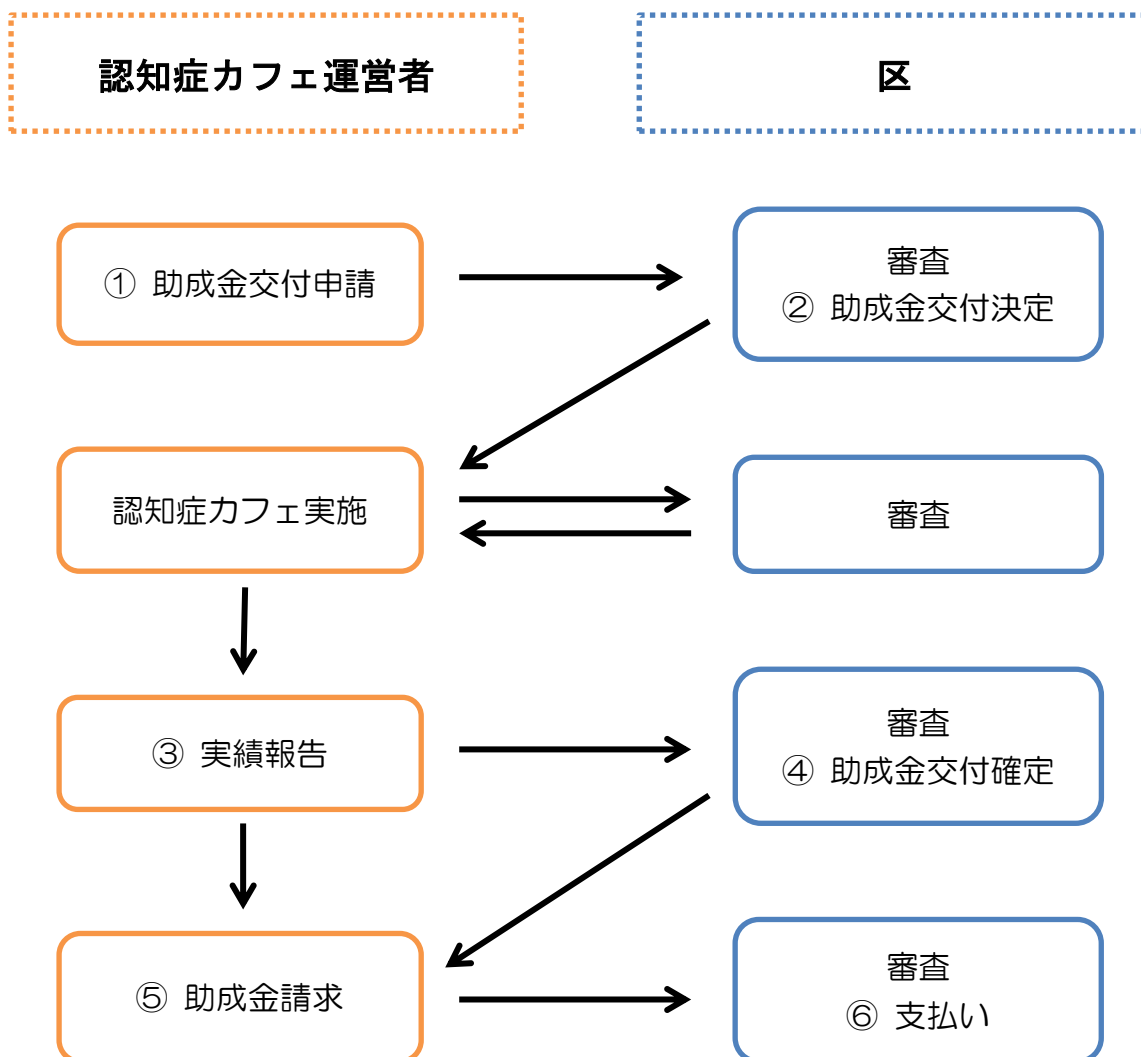
- ① 報償費のうち、団体の構成員に支払う謝礼等
- ② 需用費のうち、特定の個人が所有または占有するための物品の購入に要する費用
- ③ 助成事業以外の費用と識別することが困難な費用
- ④ その他、助成対象費用に該当しないと認められる費用
 - ※ 当該年度の認知症カフェ開催に必要なものを購入してください。
 - ※ 3 月末の購入は、原則お控えください。

(例) 掃除機：認知症カフェでのみ使用する物であると認定することが難しいため、原則認めない。

インク代：認知症カフェ用に新たに購入した場合に限り認める。

(他の事業等で使用しているインクから、認知症カフェとして使った分のみの請求は認めない。)

(4) 助成事業の手続きの流れ



① 助成金交付申請

《提出時期》

5月頃（メールでご案内いたします）

※新規のカフェは随時受付いたします。

《申請書類》

- ・品川区認知症カフェ助成金交付申請書
- ・収支計算書



② 助成金交付決定

区で申請書類等を審査し、助成金交付の可否を決定します。

《送付書類》

・ 助成金交付決定通知書

・ (支払金口座振替依頼書)

※品川区に口座登録がない団体のみ送付しますので、必要事項をご記入の上、ご提出ください。(郵送可)

※ 申請書類等の記載内容に疑義が認められる場合は、助成金不交付とし、助成金不交付決定通知書をお送りします。

※ 最終的な助成金の交付額は、実績報告時の書類等に基づき決定するため、「助成金交付決定額」が「実際に交付される助成金額」ではないので、ご注意ください。

※ 交付決定後の実施内容や交付申請金額の変更がある場合は、別途書類の提出が必要となりますので、ご相談ください。

③ 実績報告

《提出期限》

該当年度最後の開催が終わってから2週間以内
(メールでもご案内いたします)

《必要書類》

(1) 品川区認知症カフェ実績報告書

(2) 実施状況報告書

(3) 収支報告書

(4) 助成対象費用の内容を確認できる書類

・ 領収書の写し ※10ページ参照

・ 領収書の内訳が分かる一覧表 (任意様式)

(5) 事業を実施した詳細が分かる資料

・ チラシ等

★領収書について★

- ・領収書は原本でなく写しで構いません。
- ・謝礼を支払う場合は、講師・ボランティア等から領収書を取得することを忘れないようにしてください。
- ・印刷用紙の購入費など、他の事業と併せての一括購入となり、認知症カフェの運営のみにかかる領収書（写し）の提出が難しい場合は、一括購入した際の領収書（写し）を添付した上で、認知症カフェ運営にかかる金額を記載してください。
- ・納品書や請求書は、領収書の代わりにはなりませんのでご注意ください。

④ 助成金交付確定

区で実績報告書類等を審査し、交付する助成金額を確定します。

《送付書類》

- ・ 助成金交付確定通知書
- ・ 請求書

⑤ 助成金請求

④で区より送付のあった請求書に必要事項を記入の上、提出してください。

《提出書類》

- ・ 請求書

⑥ 支払い

区で請求書を審査し、4月中旬から5月下旬に指定の口座に入金します。

【お問合せ・書類提出先】

品川区福祉部高齢者地域支援課認知症施策推進係（区役所本庁舎3階）

【所在地】

〒140-8715

品川区広町2-1-36

電 話：03-5742-6802

FAX：03-5742-6882

【受付時間】

土・日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時まで